令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府5-4)

										(内阁/付3一4)	
政策名及び施策名	政策名「経済施策名「経済	財政政策」 斉財政に関する	施策の推進」				担当部局 • 作成責任者名	政策統括官(経済財政分析担当) 多田 洋介 参事官(総括担当) 内閣府政策統括官(経済社会システム) 民間資金等活用事業推進室参事官 大塚 久司 参事官(共助社会づくり推進担当) 併 休眠預金等活用担当室参事官 田中 茂樹			
施策の概要	び分析、内外・民間の創意	法第4条におい の経済動向のタ エ夫による社会 こ向けた環境整	が析を行う。 課題解決のた	め、「新たな気	♪野・地域へ0		事後評価 実施予定時期	令和6年度(1年目評価) 令和10年度(最終年度評価)			
施策目標		続可能で力強い経済成長の実現 間の創意工夫による社会課題の解決									
施策目標の設定 の考え方・根拠	情勢等を踏ま・国及び地方・	内外の経済動向の現状等に関する各種の分析やそれを踏まえた景気の総括的判断等の結果が、様々な経済主体に浸透して政策運営のインフラとして活用されることを通じて、経済 情勢等を踏まえた適切な経済財政運営につながり、その結果、持続可能で力強い経済成長が実現されることを施策目標としている。 国及び地方公共団体における厳しい財政状況や人口減少に伴う多様な社会課題に対して、民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化により対応する。ま こ、多くの社会課題に関しては、行政のみならずNPO法人をはじめとした民間とも連携して解決に取り組むことが期待されるものである。									
測定指標1 【主要な測定指標】	PPP/PFIの事	業規模				測定指標の 選定理由	PPP/PFIの事業規模を拡大させることで、民間の 創意工夫による社会課題の解決が見込まれるた め。				
	目標値(目標年度)	30兆円 (R13年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	프로 그는 수 보다 보다	・「新経済・財政再生計画改革工程表2022 令和 年12月22日経済財政諮問会議」 ・「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)(令和5年6月2日PFI推進会議決定)」	
	基準値 (基準年度)	— (R4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値の 把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室において、全 国の地方自治体に調査を実施し集計	
測定指標2 【主要な測定指標】	休眠預金等活	5用制度におけ	る目標とするイ	ンパクトの達ん	1	測定指標の 選定理由	休眠預金を活用した事業の目標が達成された事業数が増加すれば、社会課題の解決の達成に寄与したと考えられるため。				
	目標値(目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの目標値	R5年度 前年度以上	R6年度 前年度以上	R7年度 前年度以上	R8年度 前年度以上	R9年度 前年度以上	目標(値・年度)の 設定の根拠	休眠預金等活用制度は2019年度から運用が開始されたが、事業期間は3ヵ年のため事業終了した団体がようやく出始めたところ。過去のトレンドはないが、事業数は増加していくため前年度以上を目標として設定。	
	基準値 (基準年度)	102団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績値の 把握方法	指定活用団体の公表資料	

中目標1	分析結果が様々な経済主	体に浸透すること	:等を通じて、	政策運営のイ	インフラとして氵	舌用されること	<u>-</u>		
測定指標3 【主要な測定指標】	各成果物の主要全国紙5約	低(デジタル版含)	む)への記事	測定指標の 選定理由	成果物を通じて、内外の経済動向の現状や中長期的な視点からの構造分析について国民に広く 提供することが重要であり、メディアによる報道、 特に主要全国紙(デジタル版含む)への掲載は、 成果物が国民の目に触れる機会の増大につなれるため				
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		メディアによる報道で、主要全国紙5紙による掲
	目標値 5 (令和9年度	年度ごとの 目標値	5	5	5	5	5	目標(値・年度)の 設定の根拠	が国民の目に触れる機会がより多いことから、3 要全国紙5紙(デジタル版含む)への掲載を目標 の設定とした
	基準値 5 (令和4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	主要全国紙5紙(デジタル版含む)の確認
測定指標4 【主要な測定指標】	各成果物のホームページで	⁷ クセス件数の合	計					測定指標の 選定理由	分析結果が官公庁や民間エコノミスト、学識者、企業など様々な経済主体に対して子細な情報が 共有されることが重要であり、ホームページへのアクセスは、各主体による能動的な情報へのアセスであり、その件数の増大はより多くの主体の情報の共有を意味するため
			R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		各成果物のホームページへのアクセス件数の合
	目標値 (目標年度) 前年度比並 又はそれ以上 (令和9年度)		前年度比並又はそれ以上	前年度比並又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	前年度比並 又はそれ以上	目標(値・年度)の 設定の根拠	計については、着実に増加させていくため、前年度比並又はそれ以上の件数を越えることを目標の設定とした
	基準値 241,125 (令和4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	アクセス件数を把握している部署に確認
参考指標1	「月例経済報告」の公表			参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表 ている成果物のため				
	***		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	*****	
	参考値 12回 (令和4年度	年度ごとの実績値						参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認
参考指標2	「年次経済財政報告」の公	表		参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表 ている成果物のため				
	A*# 4 G		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	****	
	参考值 1回 (令和4年度)	年度ごとの 実績値						参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認
参考指標3	「日本経済」の公表							参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表 ている成果物のため
	参考值 1回		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値	
	○ 	年度ごとの実績値						参考指標の美積値 の把握方法	公表回数の確認

参考指標4	「景気ウォッチャ	一調査」の公	表				参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表している成果物のため		
	参考値(参考年度)	12回 令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認
参考指標5	「地域経済動向」の公表								参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表している成果物のため
	参考値(参考年度)	4回 令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認
参考指標6	「地域の経済」の)公表							参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表している成果物のため
	参考値 (参考年度)	1回 令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認
参考指標7	「世界経済の潮流」の公表								参考指標の 選定理由	政策統括官(経済財政分析担当)において公表している成果物のため
	参考値(参考年度)(2回 令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	公表回数の確認

中目標2	地域における	PPP/PFIの案件	牛形成の促進							
測定指標5	優先的検討規	程に基づき新	たなPPP/PFI事	「業の検討を写	尾施した団体 数	数			測定指標の 選定理由	優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数が増加することで、 PPP/PFI事業規模の拡大が見込まれるため。
【主要な測定指標】				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	目標値 (目標年度)	334団体 (R6年度)	年度ごとの 目標値	270	334		検討中		目標(値・年度)の 設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表2022 令和4年12月22日経済財政諮問会議」
	基準値 (基準年度)	63団体 (H29年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室において、会 国の地方自治体に調査を実施し集計
参考指標11	優先的検討規	程の策定・運用	用を支援した地	方公共団体数	ţ				参考指標の 選定理由	優先的検討規程の策定および運用に関して支持を行うことで、優先的検討規程に基づき新たな PPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数の増加が見込まれるため。
	参考値(参考年度)	10団体 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室による支援 実施数を集計
測定指標6			する人口20万人 :共団体数は1,6		測定指標の 選定理由	地域プラットフォームに参画する人口20万人未派の地方公共団体数が増加することで、地域プラトフォームを通した情報共有や事業者との交流、機会が増加し、人口20万人未満の地方公共団付がPPP/PFI事業を実施する機運の醸成が図られる。これにより、PPP/PFI事業を実施する地方公共に体が増加し、全体のPPP/PFI事業規模の拡大が見込まれるため。				
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	目標(目標年度)	550団体 (R5年度)	年度ごとの 目標値	550		検	討中		目標(値・年度)の 設定の根拠	「新経済·財政再生計画改革工程表2022 令和年12月22日経済財政諮問会議」
	基準 (基準年度)	369 (R3年度)	年度ごとの実績値						測定指標の実績 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室において、 国の地方自治体に調査を実施し集計
参考指標12	地域プラットフ	オームの形成な	を支援した団体	数	参考指標の 選定理由	地域プラットフォームの形成を支援することで、 都道府県において地域プラットフォームが形成れ、地域プラットフォームの数が増加することにり、地域プラットフォームに参画する地方公共日数の増加が見込まれる。また、地域プラットフォームの活動活発化することで、地域プラットフォームに参画る地方公共団体数の増加が見込まれる。これにり、地域プラットフォームに参画する人口20万人満の地方公共団体数の増加が見込まれるため				
	<i>**</i>	. — • •		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	A 4 16 19 - 4 14 11	
	参考値 (参考年度)	1団体 (R4年度)	年度ごとの実績値						参考指標の実績値 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室による支援 実施数を集計

測定指標7	地域プラットフ体数	オームを活用し	てPPP/PFI事		の地方公共団	測定指標の 選定理由	地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体が増加することで、各地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成を促進し、PPP/PFI事業規模の拡大が見込まれるため。			
	目標(目標年度)	200団体 (R5年度)	年度ごとの目標値	R5年度	R6年度	R7年度 検	R8年度 討中	R9年度	目標(値・年度)の 設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表2022 令和4年12月22日経済財政諮問会議」
	基準 (基準年度)	90 (R3年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室において、全 国の地方自治体に調査を実施し集計
参考指標13	参考指標13 地域プラットフォームの形成を支援した団体数								参考指標の 選定理由	地域プラットフォームの形成を支援することで、各都道府県において地域プラットフォームが形成され、地域プラットフォームの数が増加することにより、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数の増加が見込まれる。また、地域プラットフォームの運営を支援し、地域プラットフォームの活動が活発化することで、地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施する人口20万人未満の地方公共団体数の増加が見込まれるため。
	参考値 (参考年度)	1団体 (R4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	内閣府民間資金等活用事業推進室による支援の 実施数を集計
中目標3	NPO法人をは	じめとする民間	による公益活	動の活性化						
測定指標8	NPO法人の認	定数							測定指標の 選定理由	多くの市民からの支持を得ているとされる認定 NPO法人等が社会的課題解決を担っているため。
				R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	目標値(目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの 目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	目標(値・年度)の 設定の根拠	NPO法人の認定数は、認定制度が開始した当時(2013年)より増加が続いており、今後も増加することを維持するべく目標を設定。
	基準値 (基準年度)	1,237法人 (令和4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	内閣府において、67所轄庁(都道府県・政令市)に 調査を実施し集計。(内閣府NPOホームページ「認 定・特例認定NPO法人数」(https://www.npo- homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin))
参考指標14	意見交換会等	の開催数							参考指標の 選定理由	NPO法解釈や運用に係る課題等を共有し、具体的な検討を行うため
	参考値	6回		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値	**************************************
	(参考年度)	(令和元年度)	年度ごとの 実績値						の把握方法	意見交換会等の開催数を集計。

測定指標9	指定活用団体	の資金提供契	約額				測定指標の 選定理由	左記が増額することにより、民間公益活動を行う 団体が増加し、当該活動が促進されるため。		
		R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度								
	目標値(目標年度)	対前年度以上 (R9年度)	年度ごとの 目標値		前年度以上				目標(値・年度)の 設定の根拠	過去の推移から毎年度10%程度増加しており、今後も増加を維持するべく目標を設定。
	基準値 (基準年度)	39.8億円 (令4年度)	年度ごとの 実績値						測定指標の実績値 の把握方法	指定活用団体の公表資料。
参考指標15	指定活用団体	から助成を受け	けた資金分配団	体数					参考指標の 選定理由	民間公益活動を行う団体が増加していることを確認できる指標のため。
	参考値 (参考年度)	21団体 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	指定活用団体の公表資料。
参考指標16	審議会の開催	 							参考指標の 選定理由	休眠預金等活用審議会は、休眠預金等の活用に 関することを定める「基本方針」、「基本計画」等を 審議するため。
	参考値 (参考年度)	7回 (令和4年度)	年度ごとの実績値	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	参考指標の実績値 の把握方法	休眠預金等活用審議会の開催件数をカウント。
参考指標17	調査件数								参考指標の 選定理由	調査は、休眠預金等の活用に関することを定める 「基本方針」、「基本計画」を策定する際に活用す るため。
	**	1 <i>II</i> +		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	会本化権の中結構	
	参考値(参考年度)	1件 (令和4年度)	年度ごとの 実績値						参考指標の実績値 の把握方法	内閣府が実施する調査件数をカウント。

\setminus	施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー			予算額 (執行額)	※単位:	百万円	事業概要
١	(開知十度)	事業番号	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	
1	マクロ経済の現状の把握及び構造分析 (平成12年度)	中目標1 22-0014	52.3					
2	地域の経済動向の把握 (平成12年度)	中目標1 22-0015	152					
3	海外経済動向や国際金融情勢の状況の把 握 (平成12年度)	中目標1 22-0016	22.2					
4	優先的検討規程の策定・運用支援 (平成28年度)	中目標1 0011	120.5の内数 (一)					国や地方公共団体等に対するPPP/PFI事業の状況把握を目的としたアンケート調査等の結果を踏まえ、PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援。
5	地域プラットフォーム立ち上げ・運営支援 (平成27年度)	中目標1 0011	120.5の内数 (一)					国や地方公共団体等に対するPPP/PFI事業の状況把握を目的としたアンケート調査等の結果を踏まえ、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場(地域プラットフォーム)の立上げや運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援を併せて実施。
6	市民活動の促進に必要な経費 (平成10年度)	中目標2 0012	15.9					NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるため、NPO法の運用等に係る所轄庁等との意見交換、NPO法制度等に係る周知、情報発信、調査等を行う。また、NPOシステム等の運用の中で、NPO法に基づく各種事務のオンライン化を進める。 ※NPO情報管理・公開システムの経費については、令和4年度当初予算からデジタル庁にて予算計上。
7	休眠預金等活用に関する調査等に必要な 経費	中目標3 0013	16					民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する 法律(平成28年法律第101号。以下「法」という。)に基づき、休眠預金等 活用審議会(以下「審議会」という。)は、基本方針及び基本計画の審議 等を行うこととされており、また、内閣総理大臣は、指定活用団体に対し、 民間公益活動促進業務に関し監督上必要な命令を行うこととされてい る。これを踏まえ、審議会における議論及び指定活用団体に対する適切 な監督に資するために、休眠預金等の活用に必要な調査を実施。
		施策の予算額 (執行額)	378.9 (内数を除く)					

\	施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1	第16回経済財政諮問会議	令和4年12月22日	資料3-2 新経済·財政再生計画 改革工程表2022 p69-72
2	経済財政運営と改革の基本方針2023	令和5年6月16日	第2章-4. (共生・共助社会づくり) (略)伴走支援の充実等の休眠預金等活用法施行5年後の見直しに即してその円滑な実施に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に応じ機動的な休眠預金の活用を図る。NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進める(略)
3	新しい資本主義のクラウドデザイン及び実 行計画2023改訂版案	令和5年6月16日	VI-1.1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策 ⑧休眠預金の活用 休眠預金の制度創設5年後見直しに即し、活用事業による、創業期等のインパクトスタートアップに対する出資を可能にし、これを推進する。
4	デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和5年6月9日	・オンライン化を実施する行政手続の一覧等 Ⅱ. オンライン化を実施する行政手続き等 2. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続 43. 特定非営利活動促進法関係手続(◎内閣府)
5	規制改革実施計画	令和4年6月7日	II 実施事項 (8)申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し ・行政手続のオンライン化の推進 地方公共団体等と事業者の間の手続の標準化・デジタル化 〈取組対象〉 ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)関係手続(内閣府)